

沿 革

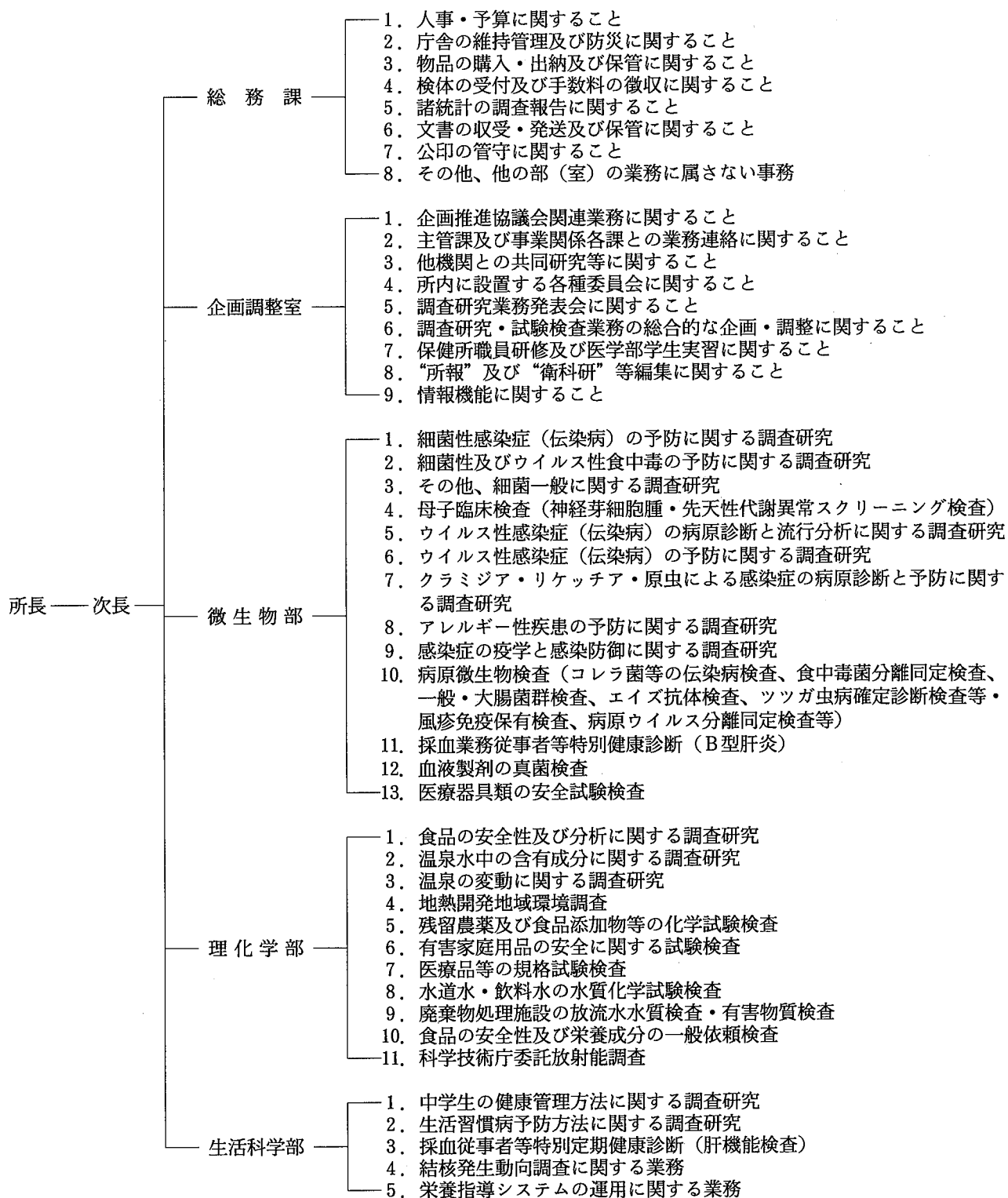
- 明治35年 内務大臣訓令に基づき、牛島町に衛生試験所が設立され、理化学的及び細菌学的検査を行う。
それまでは警察部衛生課で行われていた。
- 明治末期 衛生試験所は土手長町中丁1番地に移転する。
- 昭和20～22年 衛生課は警察部から内政部に移り、更に教育民生部に移管された。
- 昭和23年1月 県の機構改革により、衛生部所属となり、細菌室は公衆衛生課に、理化学室は薬務課に移管された。
- 昭和28年1月 秋田県規則第4号(同月24日付)をもって衛生試験所は「秋田県衛生研究所」と改められ、公衆衛生課長斎藤清一郎所長兼務となる。
- 昭和29年6月 児玉栄一郎氏専任所長となる。
- 昭和39年4月 秋田県行政組織規則の一部改正(同月1日付県広報号外第5号)により、秋田県衛生研究所は「秋田県衛生科学研究所」に改められ、細菌検査、化学試験の他に生活科学部門の調査研究を行うことになり、総務課、細菌病理科、理化学検査科、成人病科、母子衛生科、食品衛生科、環境衛生科の1課6科制となる。
- 昭和39年6月 古川堀反町20番地(現千秋明德町1番40号)に庁舎が新築され移転する。
- 昭和46年4月 児島三郎氏所長となる。
- 昭和47年4月 秋田県行政組織規則の一部改正により総務課、試験検査部(細菌科、ウイルス科、理化学検査科、環境衛生科)、生活科学部(成人病科、母子衛生科、食品栄養科)となる。
- 昭和49年4月 秋田県行政組織規則の一部改正により、総務課、微生物部(細菌科、ウイルス科)、理化学部(食品衛生科、衛生化学科、環境衛生科)、生活科学部(成人病科、母子衛生科、栄養科)となる。
- 昭和61年4月 秋田県行政組織規則の一部改正により総務課、総務係、微生物部、理化学部、生活科学部となる。
- 昭和61年7月 千秋久保田町6番6号に現庁舎が新築され移転する。9月から業務を開始する。
- 平成2年4月 森田盛大氏所長となる。
- 平成4年4月 秋田県行政組織規則の一部改正により総務課、総務係、企画調整室、微生物部、理化学部、生活科学部となる。
- 平成6年4月 秋田県行政組織規則の一部改正により総務課、企画調整室、微生物部、理化学部、生活科学部となる。
- 平成9年4月 宮島嘉道氏所長となる。

庁舎の概要

- 名称 : 秋田県衛生科学研究所
所在地 : 秋田市千秋久保田町6番6号
構造 : 鉄筋コンクリート造り
地下1階地上5階塔屋1階
規模 : 建物延べ面積 4,553.52㎡

機 構

I 組織及び業務内容



Ⅱ 職員名簿

平成11年4月1日現在

部 課 室 名	職 名	氏 名	備 考
	所 長	宮 島 嘉 道	医 師
	次 長	竹 内 常 彦	
	次 長	沢 部 光 一	
	次 長	佐 藤 宏 康	
総 務 課	課 長	渡 部 賢 咲	
	主 査	石 山 眞 紀 子	
	主 事	佐 藤 貴	
	技 師(運転)	佐 藤 博 之	
企 画 調 整 室	室 長(兼任)	沢 部 光 一	
	主任専門研究員(兼任)	高 桑 克 子	
	部長補佐(兼任)	齊 藤 志 保 子	
微 生 物 部	部 長(兼任)	佐 藤 宏 康	
	主任専門研究員	遠 藤 守 保	検 査 技 師
	部 長 補 佐	原 田 誠 三 郎	検 査 技 師
	部 長 補 佐	石 塚 志 津 子	検 査 技 師
	部 長 補 佐	田 中 恵 子	検 査 技 師
	部 長 補 佐	齊 藤 志 保 子	獣 医 師
	部 長 補 佐	笹 嶋 肇	
	専 門 研 究 員	伊 藤 功	検 査 技 師
	専 門 研 究 員	安 部 眞 理 子	検 査 技 師
	主 任	八 柳 潤	薬 剤 師
	主 任	斎 藤 博 之	
	技 師	鈴 木 陽 子	検 査 技 師
理 化 学 部	部 長	武 藤 倫 子	
	主任専門研究員	山 脇 徳 美	
	部 長 補 佐	小 林 淑 子	薬 剤 師
	部 長 補 佐	村 上 恭 子	薬 剤 師
	部 長 補 佐	松 田 恵 理 子	薬 剤 師
	主 任	黒 沢 新	
	技 師	渡 辺 剛	薬 剤 師
生 活 科 学 部	部 長	大 平 俊 彦	薬 剤 師
	主任専門研究員	高 桑 克 子	
	部 長 補 佐	高 階 光 榮	
	技 師	古 井 美 和 子	栄 養 士
	技 師	成 田 千 秋	保 健 婦

Ⅲ 衛生科学研究所企画推進協議会設置要領

(設置目的)

第1条 福祉保健並びに生活環境行政関連の重点施策及び地域住民ニーズなどを考慮した調査研究事業を推進することを目的に、衛生科学研究所企画推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 前年度調査研究事業の評価に関すること。
- (2) 当該年度調査研究事業の進捗状況に関すること。
- (3) 次年度調査研究事業の策定に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、学識経験者及び県の関係職員をもって組織し、委員は、次に掲げる者とする。

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 学識経験者 | (9) 自然保護課長 |
| (2) 福祉保健部次長 | (10) 大館保健所長 |
| (3) 生活環境部次長 | (11) 秋田中央保健所長 |
| (4) 保健衛生課長 | (12) 横手保健所長 |
| (5) 医務薬事課長 | (13) 脳血管研究センター研究局長 |
| (6) 環境衛生課長 | (14) 環境技術センター所長 |
| (7) 環境衛生課廃棄物対策室長 | (15) 衛生科学研究所長 |
| (8) 環境保全課長 | |

2 委員の任期は一年とする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、福祉保健部次長とし、副会長は生活環境部次長とする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(議事)

第5条 協議会は、会長が招集し、委員の過半数をもって成立する。

- 2 協議会の議長は、保健衛生課長とする。

(調査研究事業検討部会)

第6条 協議会に諮る調査研究事業等を検討するために、調査研究事業検討部会（以下、「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、保健衛生課、関係事業主管課、大館保健所、秋田中央保健所、横手保健所、環境技術センター、衛生科学研究所の職員で構成する。
- 3 部会は、会長が招集する。
- 4 部会は、前年度調査研究事業の報告、本年度調査研究事業等の進捗状況、翌年度調査研究事業及びその他必要と認める事項などを検討する。また、座長は、衛生科学研究所が務める。

(事務局)

第7条 協議会及び部会の事務局は、衛生科学研究所に置く。

(委任規定)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、委員会の決議の日から施行する。ただし、委員会の決議があるまでの間は部会の決議をもって部会に係る条項に関し暫定施行する。

附 則

この要領は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年5月18日から施行する。

附 則

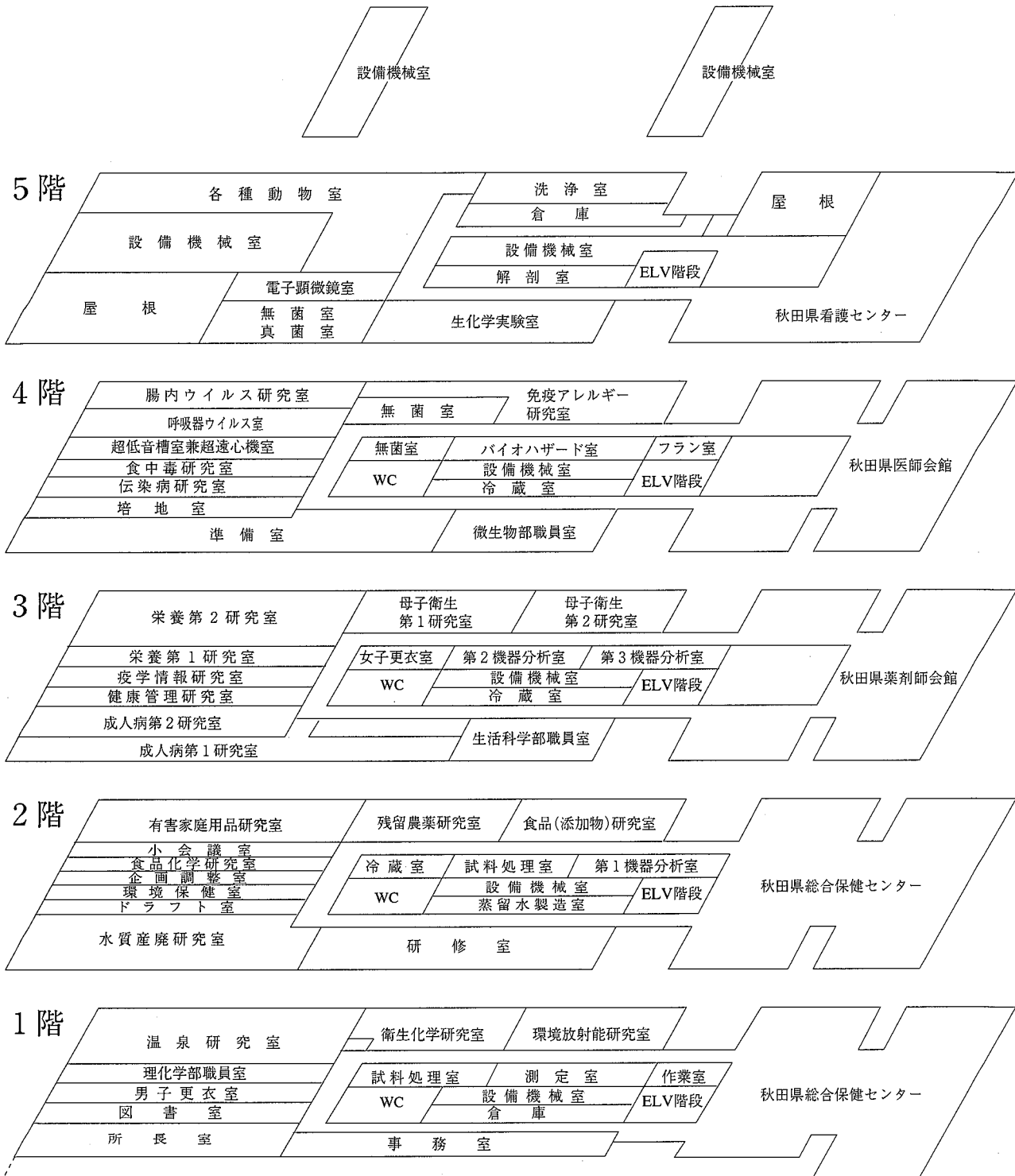
この要領は、平成8年10月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年10月23日から施行する。

I 庁舎各階案内図

塔屋



地下

